

第 6 回職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会 議事概要（案）

1 日時、場所

平成 22 年 5 月 18 日（火）14:00～17:00
経済産業省別館 825 号室

2 出席者

- (1) 参集者：市川委員、塩崎委員、城内委員、豊田委員、名古屋委員、西委員、西野委員、橋本委員、廣川委員、福岡委員、堀江委員、宮川委員、山本委員
- (2) 事務局：半田化学物質対策課長、島田化学物質評価室長、奥村調査官、徳田副主任労働衛生専門官、小泉化学物質対策課長補佐、奥野産業安全専門官、井上労働衛生専門官、村上技官
- (3) 傍聴者：計 40 名

3 欠席者

無し

4 議事概要

- (1) 局所排気装置の要件等の柔軟化（資料 6-3-1）
 - ① 事業場単位ではなく、全国一律の見直し（適用）を想定している。
 - ② 局排の還流の導入について
 - ・ 還流については、リスク評価の実施、作業環境管理区分 1、リアルタイムセンサー等の連続モニタリングの使用等を条件に認めてはどうか。
 - ・ 発がん性の化学物質については、排気の還流の対象から除外する必要がある。
 - ・ リアルタイムセンサー等の開発が必要ではないか。
 - ③ 局排の抑制濃度の撤廃について
 - ・ これまでの抑制濃度のあり方については、管理濃度検討会（厚生労働省環境改善室）にて検討を行ってきたところ。
 - ・ 撤廃するに当たっては、安全上問題ないとする根拠が必要であり、慎重に検討する必要がある。

(2) 局所排気装置等以外の発散抑制方法の導入（資料 6-3-2～資料 6-3-3）

① リスクに基づく合理的な管理の促進について

- ・ 局排以外の発散抑制方法については、法令で限定的に認めているが、これ以外の工学的対策が認められていない。このため、「リスクアセスメントに基づく自主的な管理が進まない」、「発散抑制対策の技術革新が妨げられている」等の指摘がある。

② 導入の方法・要件について

- ・ まずは個別事業場毎に新たな発散抑制方法の導入を認めることとして、将来汎用性等が確認されれば、プッシュプルのように全国一律に使用できるようにすることも考慮したい。
- ・ 新たな発散抑制方法を用いて化学物質の気中濃度が継続的に一定以下となることを、実測を行って確認することが必要。
- ・ 導入にあたっては、定期的なメンテナンスと稼働状況の確認のための測定が必要。
- ・ 触媒等の劣化の問題が必須なので、それを担保するような仕組みが必要。リアルタイムセンサーで常時確認してはどうか。
- ・ 事業場が新たな発散抑制方法を導入する際、その効果が認められるまでの間、労働者のばく露防止をどのように担保するのか。
 - 呼吸用保護具を着用させるといった方法等が考えられる。また、新たな発散抑制方法の効果の検証の間、局排を設置しないことについて法制度上の整理も必要。

③ 中小企業事業者が新たな発散抑制方法を採用、導入する場合は、相談し進められる体制が望まれる。また、新技術の開発には国の支援が必要である。

(3) 一酸化炭素中毒災害等による労働災害防止について（資料 6-4-1～資料 6-4-2）

① CO センサーの携帯が中毒防止のためには有効。

- ・ CO センサーは下請けや臨時作業員も含めて作業員全員に携帯させることがポイント。
- ・ CO センサーは、反応速度が遅く、設定濃度を超えても、作動するのに 5、6 秒かかるという特性がある。
- ・ CO センサーは水などで故障することが多い。通常は、半年に 1 回メーカーが点検するが、点検のためのユーザーからの返品が 7 割以上ないと聞いており、ユーザーの問題意識が低く、現場で適切に取り扱われているのか不安がある。例えば硫化水素であるが、海外では業者の定期点検に加えて、ユーザー事業場内における月に 1 回の自主点検を行っているところもある。CO センサーの携帯についてガイドラインを出す際には、点検についても検討する

必要がある。

- ・ CO センサーを設備に設置する際、設置位置によって効果が異なる。このため、作業者が着用することが必要。
- ② 現場の管理者（安全管理者、衛生管理者等）の認識不足等の管理責任の問題もあるのではないか。
- ③ CO は化学物質としての認識が低いのではないか。また、臭いも色もない物質であるので、教育等の対策を行っても効果が低いのではないか。より強い災害防止対策を講じる必要がある。
- ④ CO 中毒は、鋳物業や廃棄物処理業でも多く発生しており、リスクは広範に渡っている。
- ⑤ 廃棄物処理業においては何を扱っているかを知ることが重要で、容器への表示かマニフェストの共有によってばく露防止が期待される。日本作業環境測定協会の報告書も参考になるのではないか。
- ⑥ CO センサーの普及について、大手ガス会社がガスユーザー事業場に CO センサーの無償配布を行っている。また、関係省庁間の連携も図っている。

（４） 検討会報告書（骨子案）の検討（資料 6-5-1）

- ① 「2 現状（５）」のリスクアセスメントの実施率は、化学物質を取り扱っていると回答した事業所の中での割合なので、実際に化学物質を取り扱っているか否かの観点でみると、実態に即した結果となっていないのではないか。（少なくとも有害な化学物質を取り扱っているという自覚のない事業者はリスクアセスメントを実施していない。）
- ② 「3（１）危険有害性情報の提供の促進」について
 - ・ 伝達と活用が同じ重みであり、論点のタイトルにもあるように、「3（１）危険有害性情報の伝達・活用の促進」とすべきでないか。
 - ・ 「参考 6-5（再配布）」における「見直しのイメージ」を答申書に織り込む必要があると思う。
 - ・ 伝達・活用の促進のためには、「エ 労働者教育の充実」だけでなく、「GHS の普及、MSDS の活用、教育に関する仕組み及びインフラ整備」等も必須であり、これらを文書として織り込む必要があるのではないか。
- ③ 個人サンプラーによる測定は、長時間、短時間の２つの測定を状況に応じて使い分けて考える必要がある。
- ④ 個人サンプラーによる測定を行った結果ばく露が低いということが判明した労働者については、特殊健康診断の対象から除外するなど、リスク評価に基づく措置を進めてはどうか。

- ⑤ A測定、B測定による作業環境測定結果が過大評価される場合だけでなく、過小評価される場合もある。個人サンプラーによる測定については、事業者へのインセンティブも考慮して、柔軟に導入する必要がある。
- ⑥ 作業環境測定の結果をより活用できるような仕組みの構築が必要。
- ⑦ 事業者がリスク評価を行っても、現行の作業環境測定制度では措置が細かく具体的に規定されており、実状に応じた自主的な管理を行うことができない。また、行うべき措置が法令で定められているので、測定士等の専門家も決められたことを行うのみで、専門性を生かす機会がない。個人サンプラーによる測定を導入する際は、事業者がリスクに応じた柔軟なアプローチができ、ひいては専門家の育成につながるような仕組みとするべきではないか。
- ⑧ 化学物質管理の専門機関の育成について検討が必要
 - ・ 現行の作業環境測定士は、法律上作業環境測定を行うことだけに限定されているが、専門知識等を有している作業環境測定士を事業場のリスク低減のために、事業場のばく露防止計画への参画や助言等を行っていただけるような取組みがあってもいいのではないか。
 - ・ 化学物質管理者の位置づけを現行の指針からレベルを上げる必要があるのではないか。